（食品企業課の所掌事務）

第百九十一条　食品企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　農畜産物、飲食料品及び油脂の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

三　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

四　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための農林水産業又は食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業とこれらに関連する事業との連携に関すること。

五　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に関すること（農村振興部の所掌に属するものを除く。）。

六～十二　（略）

第百九十二条～第百九十五条　（略）

（知的財産監視官）

第百九十六条　東北農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部輸出促進課にそれぞれ知的財産監視官一人を置き、関東農政局の経営・事業支援部輸出促進課に知的財産監視官二人を置く。

2　（略）

（地域計画推進指導官、訟務官、小作官、管理官及び農地集積指導官）

第百九十七条　農地政策推進課に、地域計画推進指導官二人、訟務官二人（北陸農政局にあっては、一人）、小作官一人及び管理官一人を置く。

2　地域計画推進指導官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3～7　（略）

第百九十八条　（略）

（農村振興部に置く課等）

第百九十九条　農村振興部に、次の十一課を置く。

設計課

農村計画課

都市農村交流課

土地改良管理課

五　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に関すること。

六　農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関すること。

七　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

八　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産部の所掌に属するものを除く。）。

（食品企業課の所掌事務）

第百九十二条　食品企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　農畜産物、飲食料品及び油脂の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

（新設）

（新設）

（新設）

三～九　（略）

第百九十三条～第百九十六条　（略）

（知的財産監視官）

第百九十七条　東北農政局、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部地域食品・連携課に、それぞれ知的財産監視官一人を置く。

2　（略）

（訟務官、小作官、管理官及び農地集積指導官）

第百九十八条　農地政策推進課に、訟務官二人（北陸農政局にあっては、一人）、小作官一人及び管理官一人を置く。

（新設）

2～6　（略）

第百九十八条の二　（略）

（農村振興部に置く課等）

第百九十九条　農村振興部に、次の十課を置く。

設計課

農村計画課

（新設）

土地改良管理課